

「定額フリーパス Aichi Toll Road Pass」利用約款

(通則)

第1条 本約款は、中日本高速道路株式会社が実施している「速旅 Central Nippon Expressway Pass (以下「CEP」という。)の付加サービスとして、愛知道路コンセッション株式会社(以下「当会社」という。)が実施する、「定額フリーパス Aichi Toll Road Pass」(以下「AIP」という。)について適用します。

2 CEPの申込みを行う場合に限り、AIPの申込みができます。

第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 指定レンタカー会社 CEP利用約款第2条第1号に定める指定レンタカー会社をいいます。
- 二 指定ETCカード CEP利用約款第2条第2号に定める指定ETCカードをいいます。

(対象車両)

第3条 AIPをご利用していただける自動車は、指定レンタカー会社の指定する営業所が貸し出すETC普通車に限ります(対象路線の利用に係る車種区分上の普通車以外は対象となりません)。

(対象路線及び適用される走行)

第4条 AIPは、次の対象路線(全てのIC間)の走行にのみ適用されます。

路線名	区間
知多半島道路	大高IC～半田IC
南知多道路	半田IC～豊丘IC
知多横断道路	半田中央JCT～りんくうIC
中部国際空港連絡道路	セントレア東IC～りんくうIC
猿投グリーンロード	力石IC～八草IC
名古屋瀬戸道路	日進JCT～長久手IC

2 第6条の利用期間内の前項要件に該当する走行であれば、利用回数は制限されません。

(利用方法)

第5条 指定レンタカー会社から自動車を借り受け、指定ETCカードを受け取ってください。また、指定レンタカー会社の指定する営業所の窓口を通じて、指定の様式で申し込んでください。

2 関係法令、ETCの利用方法を遵守のうえ、CEP申込み時に借り受けた自動車と指定ETCカードを使用して入口をETC走行し対象道路をご通行ください。もし入口ETCレーンが

閉鎖していた場合は、一般レーンで通行券をとり、又、入口でETC走行ができなかった場合は、通行券をとったうえで出口は一般レーンに進入し、通行券と指定ETCカードを係員に提示してください。

出口ETCレーンが閉鎖していた場合や中部国際空港連絡道路のみ走行、猿投グリーンロード、名古屋瀬戸道路でETC走行ができなかった場合は、一般レーンに行き指定ETCカードを係員に提示してください。

- 3 通行料金をお知らせする ETC 車載器のモニター、ETC 車載器の音声案内及び料金所の路側表示機等では、AIP が適用にならなかった場合の料金額が提示されますが、AIP の適用要件を満たしていれば案内された料金は適用しません。
- 4 旅程が終了しましたら、指定レンタカー会社に自動車及び指定 ETC カードを返却してください。

(利用期間)

第 6 条 AIP を利用いただける日は、CEP 実施期間の内、あらかじめ登録を完了したご利用期間とします。

(利用料金)

第 7 条 AIP の利用料金は下表のとおりです。ただし、以下のいずれかに該当した場合は、AIP が適用されない利用の料金が請求されます。

- 一 当会社以外が運営する有料道路の利用
- 二 当会社の AIP で指定している路線以外の有料道路
- 三 AIP で登録された利用期間外の利用

種類	車種	販売価格(税込)
2days~7days	普通車	1,500 円
8days~14days	普通車	2,000 円

- 2 AIP の指定路線では、AIP の利用料金及び AIP が適用されない利用料金は指定レンタカー会社の指定営業所を通じて支払うものとします。

ただし、当会社の運営している AIP 適用外の有料道路の利用料金は原則現金で支払うものとします。

(利用条件)

第 8 条 CEP 利用約款第 6 条に定める利用条件及びこの約款に同意していること。

(解約)

第 9 条 AIP は CEP で登録された利用期間において第 4 条に定める走行をした時点以降、い

かなる理由によっても解約することはできません。AIPは第6条で登録された利用期間中に指定 ETC カードを用いて第4条に定める走行をしなかった場合に限り、解約することができます。

(無効)

第10条 以下の場合には、AIPの申込みを無効とし、第4条に規定する道路を走行した場合においても、AIPの適用対象外とします。

- 一 AIPで登録された利用期間中に指定 ETC カードが2台以上の車両に使用されたとき。
- 二 前号に掲げるほか、AIPが不正な走行の手段として利用されたとき。

(個人情報)

第11条 当社は、AIPをご利用になるお客様を特定するために指定レンタカー会社から個人情報を取得します。

- 2 お客様の個人情報は当社の個人情報保護規定に従って取り扱います。

(免責事項)

第12条 当社は、次の各号に掲げる場合に AIP 申込者が被った被害について、一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない ETC 利用上の事情により、AIP の利用に影響を及ぼした場合
- 二 通行止め又は交通障害(例：渋滞)により、AIP のご利用に影響を及ぼした場合
- 三 天災地変その他の不可抗力により、AIP のご利用に影響を及ぼした場合

(約款の変更)

第13条 この約款は、特別の事情により変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更による損害について、一切責任を負いません。

附則

(実施期日)

- 1 本約款は、令和2年10月1日から実施します。

愛知道路コンセッション株式会社